

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

福島県立いわき翠の杜高等学校

福島県立いわき翠の杜高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、福島県いじめ防止基本方針（平成26年7月25日。以下「県の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないよう、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(法第2条第1項) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称 「いじめ防止委員会」

② 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、(該当学級担任)

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針、保護者との連携などを生徒指導部との連携のもとに行う)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの正確な認知やいじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。

なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により生徒理解といじめの早期発見に努める。

- ③ 困難な事態や強い心理的負担等を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育を推進することにより、いじめの早期発見に努める。

- ④ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、副校長・教頭を経由して校長に報告し、生徒指導部と連携して対応する。

- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及

びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが重大な事案や犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、学校は、いじめが生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に相談・通報を行い、適切に援助を求める。また、そのために日ごろから所轄警察署との情報共有を密に行う。

<警察に相談・通報すべき具体例とは>

ア 暴行罪（刑法第208条）に該当する例

- ・ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ・ 無理矢理ズボンを脱がす。

イ 傷害罪（刑法第204条）に該当する例

- ・ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生に切りつけてけがをさせる。

ウ 強制わいせつ罪（刑法第176条）に該当する例

- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

エ 恐喝罪（刑法第249条）に該当する例

- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

オ 窃盗罪（刑法第235条）に該当する例

- ・ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・ 財布から現金を盗む。

カ 器物損壊罪（刑法第261条）に該当する例

- ・ 自転車を壊す。
- ・ 制服をカッターで切り裂く。

キ 強要罪（刑法第223条）に該当する例

- ・ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

ク 脅迫罪（刑法第222条）に該当する例

- ・ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

ケ 名誉毀損罪（刑法第230条）、侮辱罪（刑法第231条）に該当する例

- ・ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

コ 自殺閨与罪（刑法第202条）に該当する例

- ・ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。

サ 児童ポルノ提供等の罪に該当する例（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

- ・ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。

- ・ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
- ・ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・ 友だちから送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

シ 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）の罪に該当する例（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）

- ・ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

⑤ いじめ事案の内容によっては、児童相談所、医療機関、法務局人権擁護部等の協力を求めるなど、外部機関と連携して対応する。

⑥ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑦ いじめの行為がなくなり、いじめを受けていた生徒の心身の苦痛が一定期間以上みられない場合などいじめが解消したことを的確に判断し、引き続きいじめの再発防止のための観察を行う。

⑧ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめにより通学できない状況等による進路変更も含む）

ウ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	全校集会・LHR	入学前三者面談 第1回面接週間 学校生活アンケート (新入生)		第1回いじめ 防止委員会	計画・目標の 作成と提示
5月	いじめ防止チェックリスト				
6月	情報モラル	第1回 学校生活・いじめに 関するアンケート		第2回いじめ 防止委員会	
7月		三者面談			
8月		三者面談			
9月					中間評価
10月	人権教育	第2回面接週間		第3回いじめ 防止委員会	
11月		第2回 学校生活・いじめに 関するアンケート			
12月	全校集会		校内研修	第4回いじめ 防止委員会	年度末評価
1月		第3回 学校生活・いじめに 関するアンケート			
2月				第5回いじめ 防止委員会	
3月	全校集会				年間評価報告

*校内研修は、教育相談係と合同で実施する場合もある。

*いじめ防止委員会は、定例以外にも必要に応じて開催する。

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての年度末評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

